

## 耐震診断、耐震改修工事

池田町では、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、国や県と共同で次のような事業を行っています。

### ◇木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅を対象として、「岐阜県木造住宅耐震相談士」を無料で派遣し、耐震診断計算結果と補強のためのアドバイス(概算補強工事費など)を行います。

### ◇木造住宅耐震改修工事費補助

耐震改修工事費の一部を補助します。ただし、補助限度額を超える部分は、自己負担となりますので、詳しくは問い合わせください。

### ◇建築物耐震診断補助

木造住宅以外の建築物の耐震診断費用に補助を行います。

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅以外の建築物を対象とします。(その他建物用途により要件があります。)

補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内とします。事業に要する費用は、別に定める費用かつ一棟当たり150万円を限度としますので、詳しくは問い合わせください。

### 申し込み期間

・木造住宅無料耐震診断

4月1日(水)～12月21日(月)

・木造住宅耐震改修工事費補助

4月1日(水)～11月24日(火)

・建築物耐震診断補助

4月1日(水)～12月21日(月)

申し込み・問い合わせ

建設課 都市計画係

☎45・31111(内線268)

## 池田町空家等対策計画を策定しました

池田町では、昨今の社会問題化になりつつある「空家」について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月成立27年5月施行)の第6条の規定に基づき「池田町空家等対策計画」を策定しました。

この計画では、昨年度に各地区にて実施しました空家等実態調査や空家の所有者へのアンケート調査結果などを踏まえ、池田町空家等対策協議会での協議により、空家を抑制するための方策、空家の適正管理の促進、空家の活用、管理不全の解消、除却や跡地の活用などの空家問題(課題)について、町の基本的な考え方を明確にしました。

今後は、この計画に基づいた空家等対策を実施してまいりますので、安全安心清潔な景観のよいまちづくりに、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

この計画書は、建設課の窓口や町ホームページにて常時閲覧できます。

### 問い合わせ

建設課 都市計画係

☎45・31111(内線268)

## 危険空家などの除却費の一部を補助します

町内にある危険空家を除却される方に、除却に必要な工事費用の一部を補助します。

### 対象となる者、建築物

①危険空家などの所有者(法人を除く)、その他相続人、相続財産管理人、成年後見人など危険空家などを処分する権限を有する者またはその所有者などから補助事業を受けることへの同意を受けた者。

②町内に存在する昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅および倉庫、車庫で、新築または増築の建て替えに伴う除却でないこと。

③池田町の空家台帳に登録された空家であること。

④所有権以外の権利設定(根抵当権など)がされていないこと。

⑤町税の滞納がないこと。

⑥町が実施する危険住宅の判定において、住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる表の、評定区分の部中1および2の評定の合計が、除却の対象建築物の危険度判定の基準とする100点以上であること。

(危険空家の認定は、申請後の審査となります。)

補助金額

①除却に係る補助対象工事費の合計金額(消費税抜)の3分の1以内(上限30万円)

問い合わせ

建設課 都市計画係

☎45・31111(内線268)

## ブロック塀など撤去費の一部を補助します

地震などの災害におけるブロック塀などの倒壊事故を防止するため、倒壊する恐れがあるブロック塀などを撤去するための工事費用の一部を補助します。

### 対象となるもの

①道路に面している

②高さが60センチメートル以上

③延長が2メートル以上

### 補助金額

次の①、②いずれか少ない方の額

①ブロック塀などの撤去に係る合計金額(消費税抜)の2分の1の以内(上限10万円)

②ブロック塀など1平方メートル当たり1万円により算定する額

問い合わせ

建設課 都市計画係

☎45・31111(内線268)

願成寺北地区の地籍調査が完了しました

願成寺北地区の地籍調査に基づく岐阜地方事務局大垣支局での登記事務が完了し、地籍調査が終了しました。ご協力ありがとうございました。

### 問い合わせ

建設課 地籍調査係

☎45・31111(内線267)